

令和 6 年度 主な子ども・子育て支援事業について

【こども未来課】

(1) こども福祉医療給付事業【継続】 435,982 千円

(前年度当初 344,405 千円)

- ・子育て支援医療の対象年齢について、令和 5 年 7 月診療分より従来の中学 3 年生から 18 歳年度末までに拡充した。引き続き、一部負担金・所得制限なしで、すべての子どもの医療費を無償化することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。
※「未熟児養育医療給付事業」を統合し、事業名を「子育て支援・ひとり親家庭等医療給付事業」から「こども福祉医療給付事業」に変更。

(2) こどもの生活・学習支援事業【拡充】 4,775 千円

(前年度当初 2,995 千円)

- ・児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯等の低所得の子育て世帯を対象に、大学等の受験料等の費用に加え、模擬試験の費用についても新たに支援する。大学等の受験料については 10 万円、模擬試験については高校 3 年生が 8 千円、中学 3 年生が 6 千円を上限として実施。
- ・ひとり親家庭等の子ども（小学 3 年生～中学 3 年生）を対象に、学習支援として無料の教室を開設する。（年間 40 回程度）
※「大学等受験生支援事業」（従来企画調整課で実施していた受験料等の補助）を統合し、事業名を「子どもの貧困対策推進事業」から「こどもの生活・学習支援事業」に変更。

(3) こども家庭センター運営事業【継続】 25,958 千円

(前年度当初 18,689 千円)

- ・「こども家庭センター」は、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を実施する「子育て世代包括支援センター」及び子ども家庭支援全般にかかる相談支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」の両方の機能をもつ組織として、すべての妊産婦・子育て家庭・子どもの一体的な支援を行う。センターには母子保健と児童福祉の全体をマネジメントする統括支援員を配置し、産前・産後サービス等の母子支援や子育て世帯訪問支援事業等の家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育の環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

(4) 出産・子育て応援交付金給付事業【継続】 36,650千円

(前年度当初49,335千円)

- ・妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく相談に応じる、「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施する。経済的支援として、妊娠届出時及び新生児訪問時に面談を行い、申請によりそれぞれ5万円を給付する。

(5) 発達支援事業【継続】 12,721千円

(前年度当初11,186千円)

- ・保育所等への巡回や相談会を実施し、発達特性を有する、または、その可能性がある児童への支援の充実、家族への支援を行うとともに、相談対応や適切な関係機関へのつなぎを行う。